

2024年2月8日

高難度新規医療技術等審査委員会・医療安全管理委員会・医薬品安全管理委員会で
承認された治療法

当院の高難度新規医療技術等審査委員会・医療安全管理委員会・医薬品安全管理委員会にて、下記の治療法が承認されました。

承認の結果に基づき、下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、かかりつけの診療科の外来主治医にお伝え下さい。

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
実施責任者	地方独立行政法人 市立吹田市民病院 病院長
対象者	当院で治療を受ける患者で、低カリウム血症を呈した患者
承認日	2024年2月8日
対象期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	<p>低カリウム血症に対する治療は通常内服薬でカリウムの補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈して使用すること、また、投与量は1日 100 mEq までとされています。しかし、高度の水分制限が必要な場合や速やかな補正が必要な場合など、患者さんの状態によっては、40mEq/L を超える高濃度のカリウム使用や1日の投与量 100 mEq をさらに増やす必要がある場合があります。</p> <p>当院では、安全を確保するために中心静脈からの投与に限り、1時間あたりのカリウム投与量 20mEq を超えないという基準を厳格に守る条件で、投与濃度 40mEq/L、または、1日投与量 100 mEq を超える使用を認めています。</p> <p>高濃度注射用カリウム製剤の原液投与や急速静注はいかなる場合でも認められません。</p>